



飯塚警察署だよ！

【問合先】福岡県飯塚警察署 ☎21・0110



自転車の交通ルールを守ろう！

■ 自転車は「車両」です

徒歩とは違い、かなりの速度で走行できる自転車。ご存じのとおり、自転車は「車両」として扱われます。自転車の交通ルールを守り、安全に走行しましょう。

- 車道では左側を通行しましょう。
- 横断歩道は歩行者優先。
- 「止まれ」の標識があるところは、車と同じく一度止まり、左右の安全を確認してから通行しましょう。
※標識が無くても、交差点では安全確認をしてください。
- 信号は必ず守りましょう。



■ ヘルメットを着用しましょう

自転車の交通事故で死亡した人の6割が、頭に致命傷を追っています。ヘルメットの有無で、死亡率に約2倍の差が出るというデータもあります。命を守るヘルメットを、必ず着用しましょう。



■ こんな運転は NG ！

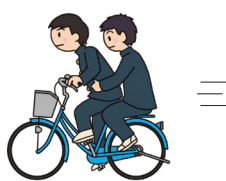
次のような運転は、重大な交通事故につながりうる危険な行為であり、罰金等が科される可能性もあります。絶対にしないでください！

ながら運転



注意力散漫になり、危険を見落とす
5万円以下の罰金

2人乗り



フラフラして危険！
2万円以下の罰金
または科料

夜間無灯火走行



相手に自分が見えて
いるとは限りません
5万円以下の罰金

ならんで走る



人や車の通行の邪魔になります
2万円以下の罰金
または科料